

# 総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 三浦 正臣

## 1 日 時

令和2年6月3日（水） 午後0時40分から  
午後1時49分まで

## 2 場 所

第4委員会室

## 3 出席した委員の氏名

三浦正臣、後藤慎太郎、古手川正治、嶋幸一、浦野英樹、羽野武男、荒金信生

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

なし

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 和田雅晴、企画振興部長 高屋博 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第64号議案のうち本委員会関係部分及び第65号議案から第67号議案までについては可決すべきものと、第1号報告のうち本委員会関係部分、第2号報告のうち本委員会部分及び第3号報告については承認すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る要望について協議を行った。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	富高德己
政策調査課調査広報班	主事	麻生ちひろ

# 総務企画委員会次第

日時：令和2年6月3日（水）本会議休憩中

場所：第4委員会室

## 1 開 会

## 2 総務部関係

### (1) 付託案件の審査

- 第 64号議案 令和2年度大分県一般会計補正予算（第2号）  
（本委員会関係部分）
- 第 65号議案 職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について
- 第 66号議案 大分県税条例の一部改正について
- 第 1号報告 令和元年度大分県一般会計補正予算（第6号）について  
（本委員会関係部分）
- 第 2号報告 令和2年度大分県一般会計補正予算（第1号）について  
（本委員会関係部分）
- 第 3号報告 大分県税条例等の一部改正について

### (2) その他

## 3 企画振興部関係

### (1) 付託案件の審査

- 第 64号議案 令和2年度大分県一般会計補正予算（第2号）  
（本委員会関係部分）
- 第 67号議案 ふるさとおおいた応援基金条例の一部改正について

### (2) その他

## 4 協議事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る要望について
- (2) その他

## 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**三浦委員長** ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案4件、報告3件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより総務部関係の審査に入ります。

まず、第64号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、総務部関係部分について、執行部の説明を求めます。

**和田総務部長** 初めに、私から本日審査をお願いしている案件等について概括的に説明申し上げます。

それにさき立ちまして、このたび、福祉保健部の職員が酒気帯び運転で逮捕されるという不祥事が発生しました。県民の皆さまに深くおわび申し上げます。

これまでも、職員は県民の奉仕者としての立場を十分に自覚し、常に公務員としての節度を保ち、私事も含めて信用を失墜させる行為を行うことのないよう、事あるごとに指導してきました。

中でも、飲酒運転については、県民をあげてその撲滅に取り組んできたところであり、このような不祥事が発生したことは誠に遺憾であります。

今後、事実関係を十分調査し、厳正に対処するとともに、再発防止に向けて、より一層の綱紀粛正と服務規律の保持を徹底していきます。

さて、本日の委員会では、付託案件6件について審査をお願いします。

このうち、第64号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第2号）は、新型コロナウイルス感染症対策の次の段階としての経済活動の回復、将来を見据えた社会・経済構造の構築等に必要な経費を計上するものです。関連して第2号報告令和2年度大分県一般会計補正予算（第1号）は、感染症拡大防止対策や医療提供体制の整備、雇用の維持と事業の継続など、緊急的に対応する必要があるものについて、4月

28日に補正予算の専決処分を行ったので、その内容を報告するものです。

また、第1号報告令和元年度大分県一般会計補正予算（第6号）は、県税の増収や地方交付税の確定等による歳入の補正や、退職者の確定に伴う退職手当などの歳出の補正を行う必要が生じたため、3月31日付けで専決処分を行ったものです。

第66号議案大分県税条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大分県税条例の一部を改正するものです。

最後に、第3号報告大分県税条例等の一部改正については、本年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律のうち4月1日から施行される規定があることから、地方自治法の規定に基づき専決処分により、大分県税条例等の一部を改正したので、その内容を報告するものです。

各事項の詳細については、それぞれ担当課長から説明しますので、どうぞよろしく申し上げます。

**高木財政課長** 第64号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第2号）の全般的事項と歳入について御説明します。

議案書の1ページをお開きください。

今回の補正予算案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除等により新たな局面を迎え、今後は感染症拡大防止対策と次の段階としての経済活動の回復との両立や将来を見据えた社会・経済構造の構築を図っていく必要があるため、中小・小規模事業者などに対するさらなる支援など、早急に対応が必要な経費を追加補正するもので、補正額は第1条にあるとおり、266億5,725万2千円の追加であり、累計の予算額は6,865億9,148万7千円となります。

次に、歳入について御説明します。

令和2年度補正予算に関する説明書（補正第2号）にて説明します。

2ページをお開き願います。今回補正するのは、上から二つ目の国庫支出金125億2,016万8千円、その二つ下の寄附金2,669万1千円、その下の繰入金40億7,639万3千円、その二つ下の諸収入100億円及びその下の県債3,400万円を合わせた266億5,725万2千円となります。

その主な内訳について説明します。

5ページをお開きください。第9款国庫支出金第2項国庫補助金は125億2,016万8千円の増となっています。

主なものとしては、まず、中ほどにある新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、第1目総務費国庫補助金から8ページ中ほどの第9目教育費国庫補助金にわたり、歳出の款ごとにそれぞれ計上しており、総額で54億893万6千円の増額となっています。

また、5ページの第2目福祉生活費国庫補助金のうち、生活福祉資金貸付事業費補助金60億円は、生活福祉資金の貸付けを実施する県社会福祉協議会に対する貸付原資の助成に充当するものです。

11ページをお願いします。第12款繰入金第2項基金繰入金40億7,639万3千円の増についてです。

これは、表の一番上、第1目財政調整基金繰入金を、売上げが減少しながらも事業の継続、雇用の維持や新しい生活様式の実践に取り組む県内の法人や個人事業者に応援金を給付するための財源等として、40億3,732万5千円繰り入れるものなどです。

13ページをお願いします。第14款諸収入第3項貸付金元利収入100億円は、新型コロナウイルス感染症対応として、県制度資金の新規融資枠の拡大に必要な貸付原資を預託する財源として充当するものです。

以上が歳入です。

なお、今回の補正予算案には総務部関係の歳出はありません。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に御質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、採決は企画振興部の審査の際に、一括して行います。

次に、補正予算関係の報告を先に審査します。

最初に、第1号報告令和元年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**高木財政課長** 続いて、第1号報告令和元年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、歳入全般と総務部関係の歳出について御説明します。

お手元の議案書の13ページをお開きください。

今回の補正予算は、県税の増収や地方交付税の確定等による歳入の補正や退職者の確定に伴う退職手当などの歳出の補正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を3月31日付けで行ったものです。

次に、14ページをお開きください。第1条にあるように、今回補正した額は8億3,292万2千円の追加で、これにより令和元年度の一般会計予算額は、最終的に6,118億795万9千円となります。

その主な内容ですが、15ページを御覧ください。

まず、歳入です。一番上の第1款県税ですが、右から2列目、補正額欄にあるとおり、総額で6億9千万円の増額です。

これは、2行下の第2項事業税が、法人の企業収益等が見込みを上回ったこと等により、6億5,736万1千円の増となったことなどによるものです。この結果、県税の累計額は1行目の右端の計欄のとおり1,250億9千万円となります。これを平成30年度の最終予算と比較すると5億4,300万円の増となります。

次に、17ページをお開きください。上から2行目の第5款地方交付税5億1,492万9

千円の増については、特別交付税が確定したことなどによるものです。

次に、総務部関係の歳出について御説明します。

19ページをお開きください。上から2行目の第2款総務費第1項総務管理費1億1,423万6千円の減は、知事部局職員の退職者の確定に伴う退職手当の減額などによるものです。

次に、20ページを御覧ください。中ほどの第13款諸支出金第1項積立金24億円の増は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急的な財政需要や、経済の下押しに伴う税収の減少に備え財政調整基金に15億円積み立てるほか、県有施設の計画的保全に備え県有施設整備等基金に9億円積み立てるものです。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本報告のうち、本委員会関係部分については承認すべきものと決定しました。

次に、第2号報告令和2年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**高木財政課長** 次に、第2号報告令和2年度大分県一般会計補正予算（第1号）の全般的事項と歳入について御説明します。

議案書の23ページをお開きください。

補正額は第1条にあるとおり50億7,123万5千円の追加であり、累計の予算額は6,599億3,423万5千円となります。

別途お配りしている総務企画委員会資料5ページの冒頭にあるとおり、この補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策に基づく補正予算を踏まえ、感染拡大防止

策と医療提供体制の整備や雇用の維持と事業の継続を図るため、追加して緊急的に対応する必要があるものについて、4月28日付けで専決処分を行ったものです。

次に、歳入について御説明します。

令和2年度補正予算に関する説明書（補正第1号専決）で説明します。

2ページをお開き願います。補正したのは、上から二つ目の国庫支出金50億3,483万円、その二つ下の寄附金276万4千円、その下の繰入金3,364万1千円を合わせた50億7,123万5千円です。

その主な内訳について説明します。

5ページをお開きください。第9款国庫支出金は50億3,483万円の増額です。

続いて、6ページをお開き願います。このうち、第2項国庫補助金が50億2,043万円の増となっていますが、主なものとして、まず上段にある新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、第1目総務費国庫補助金から9ページ上段の第9目教育費国庫補助金にわたり、歳出の款ごとにそれぞれ計上しており、総額で17億9,279万9千円の増額となっています。

また、8ページの第6目商工費国庫補助金のうち、中小企業経営資源強化対策費補助金11億2,375万円は、売上高が減少し、セーフティネット等の認定を受けた中小・小規模事業者が実質無利子の融資を受けられるよう、利子補給を行うための財源に充当するものなどです。

13ページをお願いします。第12款繰入金第2項基金繰入金3,364万1千円の増は、第9目地域医療介護総合確保基金繰入金について、県が消毒液等の衛生用品を一括購入し、高齢者福祉施設等に配布する財源として、繰り入れるものです。

以上が歳入です。

なお、この補正予算には総務部関係の歳出はありません。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**嶋委員** 4月の専決予算の歳入のうち17億円ほどが臨時交付金で、さきほど説明のあった今回提案されている補正予算が54億円、合わせて71億円です。当初、大分県の配分額は五十数億円と聞いていたんですが、その辺を教えてください。

**高木財政課長** 地方創生臨時交付金については、さきほどの専決の分と今回6月補正で合計すると72億173万5千円となっています。

もともとは1兆円の補正予算がありました。二つに分かれていて、そのうち県で独自に使える分が7,800億円、国庫補助の分についても必ず手当をしますよというのが2,200億円分あります。そのうち県が独自に使えて、独自事業に充てていい分ということで、その上限額で示された額が54億8,491万6千円です。その分を差し引いた17億1,681万9千円ほどは国庫補助の裏に充てる分です。この2,200億円は、まだ配分はありませんが、配分していただけるという約束を国としてしますので、既に計上しているということです。

**嶋委員** 今、国で2次補正を議論中で、これは2兆円ほど積むということですが、ざっくりと150億円ぐらいの予算ということになるんですかね、この予算が決まると。

**高木財政課長** まだ配分方法が、人口とか、高齢者比率、事業所数、財政力指数に応じて配分するという話がありますが、はっきりとどのくらいになるかは決まっていません。

ただ、単純に考えると、今回県単事業で使えるのが54億円ありましたので、約100億円ぐらい、倍になってもおかしくはない。プラス、国庫補助の裏に充てる分がさらに出てくる可能性があるので、その分がプラスされるものだと考えています。

**三浦委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本報告のうち、本委員会関係部分については承認すべきものと決定しました。

次に、第65号議案職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正についてですが、本案については、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会の意見を聴取し、適当と考える旨の回答を受理していることを申し添えます。なお、この意見聴取結果は、再開後の本会議にて報告される予定です。

それでは、執行部の説明を求めます。

**渡辺人事課長** 第65号議案職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について御説明します。

議案書は8ページからですが、総務企画委員会資料で説明します。

資料の8ページをお開き願います。特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対し、本条例により支給しています。

今回の改正は、1の改正理由にあるとおり、本年4月30日から新型コロナウイルス感染症の軽症患者等を受け入れるための宿泊療養施設の供用開始に伴い、国及び他県との均衡を図るため、伝染病防疫作業に係る手当の特例規定を設けるものです。

続いて、2の改正内容について説明します。現在、伝染病防疫作業手当は、国や他県と同様に、医療従事者による患者等の救護業務、又は原因菌が付着した物件の処理業務など、患者等と直接接するような業務を支給対象としています。

今回の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、国においては、武漢からの帰国者のための政府チャーター機及び横浜港に停泊したダイヤモンド・プリンセス号の内部やそれらの乗客が宿泊療養する施設の内部において、職員による支援業務を行ったところですが、当時の国の規定では伝染病防疫作業手当の支給対象とはなら

ないことから、今年3月に特例規定を設けて支給対象としたところです。

本県においても、4月30日に新型コロナウイルス感染症の軽症患者及び無症状者を対象とした宿泊療養施設における受入態勢が整ったことに伴い、国と同様に特例規定を設け、支給対象とするものです。

具体的な対象業務については、宿泊療養施設の内部における患者への配食やごみ、リネン回収といった生活支援業務、医療機関から宿泊療養施設への車両による患者移送業務などを想定しています。

また、手当額については、国と同様に原則日額3千円とし、医師による診療行為など患者等に長時間にわたり接して行う作業については、感染の危険性を考慮して日額4千円としています。

最後に、3施行期日等については、公布日施行の上、宿泊療養施設の供用開始日である本年4月30日からの適用を予定しています。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第66号議案大分県税条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**山口税務課長** 議案書は9ページですが、お手元の総務企画委員会説明資料で説明します。

資料の9ページをお開き願います。1の改正理由にあるとおり、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大分県税条例の一部を改正するものです。

2の主な改正内容ですが、(1)自動車税環境性能割については、消費税率の引上げの反動

減対策として、自家用乗用車を取得した場合に税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月末までに取得したものを対象とするものです。

次に、(2)個人県民税の①寄附金税額控除についてですが、政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄附金税額控除の対象とするものです。②住宅ローン控除については、感染症の影響による住宅建設の遅延等に対応するため、消費税率10%の住宅を取得し、本年12月末までに入居した者に対して住宅ローンの控除期間を13年間とする特例措置について、適用要件を弾力化するものです。

(3)不動産取得税についても同様に、感染症の影響による耐震改修工事の遅延等に対応するため、耐震基準不適合の中古住宅の取得の日から6月以内に耐震改修を行い、かつ入居した場合に不動産取得税を減額する特例措置について、適用要件を弾力化するものです。

4の施行期日については、原則、公布日施行としています。ただし、(2)の個人県民税については、令和3年1月1日施行となります。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**浦野委員** 確認ですが、個人県民税の住宅ローン控除について、入居の期限は令和3年12月末までに入居に変更で、契約の年月日が新築が令和2年9月末、中古は令和2年11月末までと。契約の年月日についての変更はあったのでしょうか。

**山口税務課長** 従前の規定は、住宅を取得してから令和2年12月末までに入居するという条件があったんですが、それがコロナウイルスの関係で遅れた場合、ずれたとしても、この要件にはまれば適用するという事なので、新たに加わった部分になると思います。

**浦野委員** 分かりました。これは国でも広報はすると思うんですが、契約の期限についてはや

はり注意しておかないと、利用できると思ったけれども、実は契約期限がちょっと遅かったということも起こり得るので、そこはやはり関連する業者とか対象になるような層に的確な周知をお願いしたいと思います。現状、どのような周知を考えていますでしょうか。

**山口税務課長** 所得税の控除がさきにあります。住宅ローンの所得税控除をするときに、さきに国の確定申告があるので、そこで控除できなかった部分が県民税で控除されることになるので、その周知はホームページ等でしっかりしていきます。あとは市報とかになるとと思います。

**三浦委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第3号報告大分県税条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**山口税務課長** 議案書は30ページですが、お手元の資料により説明します。

資料の10ページをお開き願います。1の改正理由にあるとおり、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されましたが、当該法律中に本年4月1日から施行される規定があることから、専決処分により当該規定に係る大分県税条例等の一部を改正したので報告するものです。

2の主な改正内容について説明します。

(1) 法人事業税ですが、電気事業については、平成25年4月に閣議決定された電力システムに関する改革方針により、発電・小売事業が全面自由化され、本年4月から電力会社において、送配電部門が法的に分離されました。

この状況の下、新規参入の状況とその見通しや多大な行政サービスの受益に応じた負担の観点等を考慮の上、電気供給業に係る法人事業税について、発電・小売事業に係る課税方式を見

直すものです。

具体的には、下の表にあるとおり、これまで収入割、すなわち収入金額により課税してきた電気供給業のうち、発電事業及び小売事業に対しては、今回新たに資本金1億円超の法人に付加価値割及び資本割を、資本金1億円以下の法人等に所得割を組み入れるものです。

(2) ゴルフ場利用税については、東京オリンピックをはじめとする国際競技大会に参加する選手が、当分の間、非課税の対象者とされたことに伴い、申請手続に係る規定を整備するものです。

3の施行期日については、本年4月1日になります。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本報告は承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本報告は承認すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 最後に私から1点。

冒頭、部長から職員の不祥事について報告があり、再発防止に努めると。正にこのコロナの中、休職中とはいえ、担当している部署まで出ていました。御本人はまだ否認しているようなので、真相を究明して、再発防止にしっかり努め、県民の信頼回復に努めていただきたい。これは、担当する委員会として私から部長にお伝えします。よろしく願います。

以上をもって総務部関係の審査を終わります。執行部はお疲れさまでした。

執行部が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

〔総務部退室、企画振興部入室〕

**三浦委員長** これより、企画振興部関係の審査を行います。

まず、第64号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、企画振興部関係部分について、執行部の説明を求めます。

**高屋企画振興部長** 第64号議案令和2年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、企画振興部関係について御説明します。

総務企画委員会資料の1ページをお開きください。左から3列目、補正額（B）の一番下、合計欄にあるとおり、今回5億8,009万2千円の増額をお願いするものです。左から2列目一番下の既決予算額（A）の69億7,142万2千円と合わせると、一番右下にある補正後予算額（A）＋（B）は75億5,151万4千円となります。

これは、アルバイト収入の減少などにより経済的に困窮する外国人留学生への支援や今後の段階的な社会経済活動再活性化を見据え、芸術文化活動の発表の場、県民がスポーツに触れることができる機会の創出、国が実施する大規模なキャンペーンと連携した公共交通機関の利用促進などの経費を増額するものです。

また、これらの新型コロナウイルス感染症への対策を重点的に取り組む予算を確保するため、コロナの影響により今年度中の執行が困難となった東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ受入れに係る経費の減額など、予算の見直しもあわせて行います。

各事業については、それぞれ担当課長から説明します。

**藤川おおいた創生推進課長** おおいた創生推進課関係について説明します。

令和2年度補正予算に関する説明書（補正第2号）の17ページをお開きください。事業名欄の上から3番目、地域活力づくり総合補助金2億円の増額です。

これは、新型コロナウイルスの影響を受けた地域経済・社会の維持・復興につながる地域の主体的な取組を支援するものです。

地域の各種団体が、職域やエリア単位で一体となって取り組む活動に対し、地域活力づくり総合補助金に高補助率の新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業枠を設定し、支援していきます。

**藤井国際政策課長** 続いて、国際政策課関係について説明します。

同じページの事業名欄の一番上、海外戦略推進事業費501万1千円の減額です。

これは、APUの開学20周年記念事業と連携して実施予定であった留学生OB等とのネットワーク構築事業について、新型コロナウイルス感染症の影響で、APUの開学20周年記念事業が今年度は中止となったことに伴い、減額するものです。

次に、その一つ下、外国人留学生緊急支援事業費6,220万円の増額です。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイト収入等が減少し、経済的な影響を受ける外国人留学生を対象に、次の三つの緊急支援を行う事業です。

一つ目は、給付型の奨学金です。県が実施したアンケート調査の結果、留学生全体の約7%、推計240名が、特に支援が必要とされるアルバイト収入ゼロ、仕送り減となっていることから、月額3万円の6月分で18万円の奨学金を給付します。

二つ目は、大学コンソーシアムおおいたが創設した新型コロナウイルス感染症対策の生活支援貸付制度に、留学生のニーズに十分に対応するため、50人分の貸付原資を補助するものです。

三つ目は、今後感染症の影響により留学が敬遠される懸念に備えるため、県内在住の留学生に大分県での留学の魅力をPRするレポートと動画を作成してもらい、母校の先生や後輩等に情報発信することで、今後の本県への留学生の確保を図ります。

**柳井芸術文化スポーツ振興課長** 続いて、芸術文化スポーツ振興課関係について説明します。

同じページの事業名欄の一番下、国際スポーツ大会誘致推進事業費2,700万円の減額で

す。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が延期されたことに伴い、今年度予定していた海外からの事前キャンプのうち、現在までに開催の意向が示されなかった事前キャンプに係る受入れのための実行委員会への負担金を減額するものです。

次に、18ページの事業名欄の一番上、スポーツ推進事業費3,417万円の増額です。

この事業は、リーグ開幕の延期等により、活躍の場が減少しているプロスポーツチームを活用し、地域の祭りなどのイベントに合わせて18市町村でのスポーツ教室の開催や、プロスポーツチームのホームゲームに県民を無料招待するなど、県民がスポーツに触れることができる体験イベント等を実施するものです。

次に、一つ下、芸術文化活動推進事業費4,850万円の増額です。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期を余儀なくされた芸術文化活動の再開の契機を創出するため、インターネット鑑賞を目的とした動画配信事業等を行うアーティストや芸術文化団体の支援を行います。

また、収束後は、GoToキャンペーンとも連携し、まちなかや観光拠点等各地で集中的にコンサートやアートイベントを開催し、県内を大分の芸術文化で彩るものです。バーチャル、リアル両面から芸術文化活動の機会を創出していきます。

次に、一つ下、先端技術を活用した芸術文化ゾーン魅力向上事業費3,726万8千円の増額です。

この事業は、芸術文化ゾーンの核である県立美術館と県立総合文化センターの回遊性を高め、県民が多様な分野の芸術文化に触れる機会を提供するため、高画質カメラとAIを活用して、来館者の年代や性別、行動分析などを行い、両施設が連携した魅力ある企画の実現につなげるものです。

**渡辺広報広聴課長** 続いて、広報広聴課関係について説明します。

同じページの事業名欄一番下、おおいたブランド戦略強化事業費9,855万円の増額です。

この事業は、GoToキャンペーン等による大分県への誘客を後押しするため、メディアやWeb広告等を活用し、本県のイメージアップにつながるおんせん県おおいたの効果的な情報発信を行うものです。

観光局の観光誘客プロモーションなどとも歩調を合わせながら、早急には観光需要の回復が見込めない首都圏や関西圏におけるパブリシティ活動や、YouTube、Twitterなどに掲載するWeb広告の配信を県外事務所とも連携しながら行っていきます。あわせて、九州各県や京阪神への高速バスラッピング広告も実施します。

**遠藤交通政策課長** 続いて、交通政策課関係について説明します。

19ページをお開きください。事業名欄の一番上、国際航空路線誘致・拡充促進事業費7,202万3千円の減額です。

これは、本年度の早い時期からの大分ーソウル線の再開と、中国、台湾、その他アジア地域からの就航を目指していましたが、新型コロナウイルスの影響による就航時期の見直しにより減額するものです。

次に、一つ下、国際航空路線早期就航支援事業費3,168万8千円の増額です。

この事業は、大分空港国際線の利用者回復を早期に図るものです。具体的には、大分ーソウル線の早期再開と、県海外戦略の誘客ターゲット地域からの単発チャーター便の誘致を行うものです。

次に、一つ下、交通機関を活用した緊急誘客促進事業費1億7,175万円の増額です。

この事業は、利用者数が激減した交通機関を活用し、本県の誘客を促進するため、バス、タクシー、フェリー、国内航空の各事業者と連携し、誘客につながる企画商品を造成するとともに、様々な媒体を活用し、造成した企画商品や事業者が取り組む感染防止対策等の情報発信を行うものです。

企画振興部関係の補正予算の説明は以上です。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**古手川委員** 交通機関を活用した緊急誘客促進事業、何か具体的にこういうものがあってとか、見えるようなものがあれば説明いただきたい。

**遠藤交通政策課長** 交通事業者の皆さまについては、緊急事態宣言が出ている中でも、社会生活の維持のために運行を維持しなければいけない、一方で外出の自粛ということで、非常に厳しい状況に置かれています。

ですから、今後G o T oトラベルキャンペーンが始まりますけれども、経営の回復を図るために、それと本県のこの施策を連動して、例えば、飛行機で大分に2泊3日で旅行する場合に、G o T oトラベルキャンペーンを使って旅行商品の半額助成もあります。県としても、そこにインセンティブという形で、空港で使える2千円の旅行商品を付けるとか、県内どこかの観光施設の割引券を付けるとか、G o T oトラベルキャンペーンに追加して支援をする。G o T oトラベルキャンペーンが7月から全国一斉のスタートになるので、少しでもインセンティブを大分県で付けることで、じゃあ大分に行こうかなど。その結果、公共交通機関を使っていたく形で、G o T oトラベルキャンペーンと連動した企画商品に対しての支援を考えています。

**浦野委員** 先端技術を活用した芸術文化ゾーン魅力向上事業について、高画質カメラとAIを活用してとあるんですが、これがあっても、例えばどこから来たとかは分からないですよ。逆にどういったところが分析可能になるのか、もうちょっと詳しく教えてもらえますでしょうか。

**柳井芸術文化スポーツ振興課長** まず、どこからいらしたかについては、美術館周辺にある駐車場にもカメラを置く予定にしている、ナンバープレートを読み取って、その所在地で、ある程度把握したいと考えています。

また、ほかにカメラを美術館とi i c h i k o総合文化センターの両方に置くことで、カメラとAIを駆使して、個人情報に関係するので

人物の特定というか、データは保存しないんですが、ある程度同一人物の特定はできるので、その方がその建物に何分滞在したかとか、総合文化センター側から美術館へ、また美術館から総合文化センターにといった二つの建物の間の滞在時間や回遊性、どのような行動を取ったかについてはデータで分かります。あとは、性別が分かりますし、年代も30代とか40代といったところを推定できるまでAIの精度が上がっていると聞いています。

**浦野委員** 分かりました。

**嶋委員** 地域活力づくり総合補助金ですが、この補助率は10分の10でしたよね。従前の補助金と比べて、これはコロナの特別枠ということなので、このように使ったらどうでしょうかというものがあれば教えてください。

**藤川おおいた創生推進課長** これは実施自体は振興局になるんですが、振興局に大体こんな感じでどうでしょうかという実施例を配って、商工団体とか観光協会とかに説明をしてもらおうと思っています。

今想定しているのは、例えばドライブインシアターですね。映画館とかも結構苦しいとか、なかなかコロナで外での楽しみ、余興がないということで、ドライブインシアターを開催したりとか、あるいは、花屋も結構困っているという話もあるので、花を活用したイベントを催したりとか、あとは、地域の観光協会とかが誘客キャンペーンをやるときに、チラシとか作ったりすると思うんですけど、そういったものの経費に充ててもらったりだとか、かなり様々なものが考えられると思っています。

**嶋委員** 柔軟に対応していただけると理解しているんですよ。

**藤川おおいた創生推進課長** そうです。できないことの方がある程度少ないのかなと思っています。

ただ、対象について、申請は個人だとか個別の企業は御遠慮いただこうと思っています。地域の活性化につながるという意味で、個人とか個別の企業だとちょっと広がりがいいのかなということで、そういったところは上手に団体を

作って申請していただければなと思っています。  
**古手川委員** 留学生に対していろんな御支援をいただいています。ここ3年ぐらいで非常に留学生をいかした形の施策もどんどん展開をしていただいているようです。

以前からお願いしているんですが、私費留学生の奨学金は金額が小さくて、人数が非常に限られているんですね。広げると固定のものがかかるので、予算的になかなか難しいんだらうと思いますが、やっぱり今、留学生を呼ぶのに各大学ともかなり苦労しながらやられています。この際、いろんな対策を含めて、やっぱり大分県はびしっとやってくれるよということをPRするいいきっかけだと思うんですね。その辺の奨学金についてはどうなんでしょうか。

**藤井国際政策課長** 従来から私費留学生について、月額3万円で80人分の予算を確保して運営していて、全国的に見るとかなり充実した制度となっています。

今回、留学生、日本の学生もそうですけど、学生が非常に困っているということで、給付型の奨学金の制度を設けるんですが、この制度構築にあたって、九州各県、あと全国にもどんな対策をしているか照会したところ、大分県の給付型奨学金ほど充実した、きめ細かい支援策をしているところはなかったと、私も今回の施策は全国的にも非常にPRできるものじゃないかと思っています。

**古手川委員** 大分県の特性をいかしたものに積極的に応援する、チャレンジするよという姿勢は分かるんですが、国内で比べてもだめだと思います。確かに国内では上位だけれども、来てくれるのは外の方ですから、そういう意味で、横並びにならなくてという感覚もぜひ持っていただく。やっていただいているのはよく分かっているんですが、非常に大事なところなので、そういう部分も何かのきっかけでぼんと殻を破っていただきたいなという思いがあるものですから、引き続き検討方よろしくをお願いします。

**藤井国際政策課長** ありがとうございます。留学そのものが世界的に縮小するような懸念もある中で、御指摘いただいた点については検討し

ていきたいと思います。

**三浦委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** ほかに御質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、本案のうち本委員会部分について、さきほど審査した総務部関係を含め、一括して採決します。

本案のうち本委員会部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第67号議案ふるさとおおいた応援基金条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**藤川おおいた創生推進課長** 総務企画委員会資料の2ページをお開きください。

ふるさとおおいた応援基金条例の一部改正について説明します。

この基金は、個人版ふるさと納税と企業版ふるさと納税を積み立てるために設置しており、現在は、NPOの活動支援と奨学金の返還支援に活用しています。

このうち、企業版ふるさと納税の基金への積立に関しては、国の制度上、個別の事業ごとに地域再生計画の認定を受けた上で、用途を条例で明確化する必要があったことから、奨学金の返還支援事業に限定して条文化していました。

令和2年度の制度改正により、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略を転記した地域再生計画の申請が可能となり、本年3月に国から認定されましたので、基金条例も改正し、活用事業の選択肢を拡大したいと考えています。

次のページを御覧ください。今回の条例改正の背景となる令和2年度の税制改正のポイントについて説明します。

1点目は、税額控除等の割合がこれまでの2倍に引き上げられ、税の軽減効果がこれまでの約6割から最大約9割に拡充されました。

2点目は、地方版総合戦略の抜粋・転記による地域再生計画の申請・認定が可能となったことに伴い、条例で明確化しているふるさと納税の使途についても大きくくり化することができるようになりました。

今回、このような国の制度改正を踏まえて所要の改正を行うものです。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** なければ、私から1点。

コロナの関係で、県民の皆さんは当然ですけど、マスコミ対応など、渡辺広報広聴課長には本当に大変な御苦勞があったんじゃないかなと思います。

そういった中、反転攻勢をかけるかのように、アマビエの乱舞が全国放送で取り上げられ、おんせん県が熱い動画ということで大きくPRしていただいているんですが、この反響と、例えば今後、何か第2弾みたいなものがあるのか、ぜひ課長にお答えいただきたいと思います。

**渡辺広報広聴課長** 高く御評価いただきましてありがとうございます。

全国的にも非常に反響が大きく、全国放送でいくつか取り上げていただきました。今1万回をちょっと超えたぐらいの再生回数ですが、この後、これに伴って、Twitter等でリツイートしていただいたり、フォローしていただいた方の中から1千人の方に、大分県内の旅館、ホテルのおかみさんや支配人の方が直筆でメッ

セージを書いた湯の花をプレゼントしたいと思っています。

今は家のお風呂で辛抱していただきながら、来られるようになったらぜひ大分県に、そして、うちの旅館、ホテルに来てくださいというメッセージを直接書いていただくということで、そういったことも一緒に取り上げてもらえるように、首都圏を中心にメディアにも働きかけを行っています。これはなかなか難しいんですが、空気感を見ながら、それぞれの時期に応じた適切な情報発信をしていきたいと考えていますので、今後の動きに御期待いただければということで、報告に代えさせていただきます。

**三浦委員長** 楽しみにしています。よろしくお願いします。

これで企画振興部関係の審査を終わります。執行部はお疲れさまでした。

委員の皆さまは、そのままお待ちください。

〔企画振興部退室〕

**三浦委員長** これより、内部協議を行います。

本日の審査結果に関する委員長報告についてです。

今回の臨時会は新型コロナウイルス対策に係る緊急的な対応に伴う補正予算を審査しました。これまで、4月には初委員会を通じて県への緊急要請を行い、また県内所管事務調査を通じて、要望等を伝えてきたところです。

その結果、今回、第2次の補正予算が上程されたわけですが、これまでの議論を踏まえ、特に意見を述べておくべきことがあれば、本日の審査結果報告の際に盛り込みたいと思います。

私からの提案ですが、管内の振興局を回って特に感じたんですが、やはり振興局の機能強化が必要だと思いました。

市町村との緊密な連携の下、振興局の役割を明確化するなど、振興局ごとに地域の実情にあわせた迅速な対応を講じてほしいといった意見を申し添えたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** それでは、そのようにします。

なお、具体的な報告の文言については、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** ありがとうございます。

それでは、そのように進めます。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別にないようですので、これもちまして本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。